

5 福薬業発第 2 2 1 号  
令和 5 年 8 月 7 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
常務理事 竹野 将行

### 処方箋の使用期間について（再周知）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、令和 5 年 7 月 1 2 日付け 5 福薬業発第 1 7 0 号にてお知らせしたところですが、再周知いたします。

処方箋の使用期間については、保険医療機関及び保険医療養担当規則第 2 0 条において、「処方箋の使用期間は、交付の日を含めて 4 日以内とする。ただし、長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合は、この限りでない。」と規定されています。

処方箋の使用期間に記載がなく、4 日を過ぎた処方箋に対して、保険医療機関へ疑義照会を行い、「処方箋の使用期間」を変更し調剤することは保険請求上認められていません。

診療報酬請求書等の記載要領においては、上記特殊事情による使用期限が変更された処方箋の期限に関するコメントは必要ありません。

1 0 月診療分のレセプト請求より、使用期間を過ぎた処方箋に対して疑義照会し、期限を延長したと受け取れるコメントのあるものは査定の対象となります。該当処方箋すべての高額な査定にもつながりかねませんので、十分にご留意下さい。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

5 福薬業発第 170 号  
令和 5 年 7 月 12 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
常務理事 竹野 将行

### 処方箋の使用期間について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして各医療機関ならびに保険薬局に、福岡県国民健康保険診療報酬審査委員会・福岡県社会保険診療報酬請求書審査委員会連名にて、連絡文書が郵送されています。

処方箋の使用期間については、保険医療機関及び保険医療養担当規則第 20 条において、「処方箋の使用期間は、交付の日を含めて 4 日以内とする。ただし、長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合は、この限りでない。」と規定されています。

処方箋の使用期間に記載がなく、4 日を過ぎた処方箋に対して、保険医療機関へ疑義照会を行い、「処方箋の使用期間」を変更し調剤することは保険請求上認められていません。

診療報酬請求書等の記載要領においては、上記特殊事情による使用期限が変更された処方箋の期限に関するコメントは必要ありません。

10 月診療分のレセプト請求より、使用期間を過ぎた処方箋に対して疑義照会し、期限を延長したと受け取れるコメントのあるものは査定の対象となります。該当処方箋すべての高額な査定にもつながりかねませんので、十分にご留意下さい。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

重 要 性 分 類 III  
事 務 連 絡  
令 和 5 年 7 月 4 日

保険薬局 各位

福岡県国民健康保険診療報酬審査委員会  
福岡県社会保険診療報酬請求書審査委員会

処方箋の使用期間について（連絡）

平素は、診療報酬等審査支払業務に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

処方箋の使用期間につきましては、保険医療機関及び保険医療養担当規則第 20 条において、「処方箋の使用期間は、交付の日を含めて 4 日以内とする。ただし、長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合は、この限りでない。」と規定されております。

また、処方箋の記載上の注意事項で処方箋の使用期間欄については、「交付の日を含めて 4 日以内の場合は、記載する必要がないこと。」「患者の長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合に、交付の日を含めて 3 日以内又は交付の日を含めて 4 日を超えた日より調剤を受ける必要がある場合には、年月日を記載すること。この場合において、当該処方箋は当該年月日の当日まで有効であること。」と定められております。

つきましては、処方箋の使用期間は、次のとおりとなっていることから、「処方箋の使用期間」欄についてご確認の上、当該使用期間を超えている場合は、調剤ができないことを患者様に対してご説明のほどよろしくお願い申し上げます。

- ・ 処方箋の「処方箋の使用期間」欄が記載されていない場合は、処方箋の交付の日を含めて 4 日まで
- ・ 処方箋の「処方箋の使用期間」欄が記載されている場合は、当該年月日の当日まで

\* 保険医療機関へ疑義照会を行い、「処方箋の使用期間」を変更することは認められていませんのでご留意願います。